

No.	質問事項	回答
1	<p>実施要領「3. 参加資格」(8)および「5. 参加申込の方法」(5)において、プライバシーマークを取得していない場合は、ISMS認証取得証明書の写し、またはそれに準ずる個人情報管理体制を証する書類を提出することとされています。</p> <p>当社がプライバシーマークまたはISMS認証を取得していない場合、社内の個人情報保護規程、情報セキュリティ基本方針、個人情報取扱フロー、従業員への教育実施記録、再委託先・利用システムの個人情報保護体制を示す資料等を組み合わせて提出することで、「それに準ずる個人情報管理体制を証する書類」として認められるでしょうか。</p> <p>また、当該書類について、参加申込時に最低限提出すべき資料の種類や、町が特に確認される事項があればご教示ください。</p>	<p>プライバシーマークまたはISMS認証を取得していない場合は「個人情報保護方針」および「管理体制図」の提出を要件としており、提示された資料はそれらを含んでおり、要件を満たしております。</p> <p>特定個人情報等を取り扱う業務のため、個人情報の紛失や漏洩を防止する管理体制を重点に確認いたします。</p>
2	<p>仕様書「8. 再委託の制限」において、本業務を一括して第三者に委託してはならない一方、町と協議のうえ業務の一部を委託できるものとされています。</p> <p>寄附管理システム、ワンストップ特例申請受付、コールセンター、印刷・発送、撮影・画像加工等について、参加事業者が外部事業者の提供するシステムまたはサービスを利用して業務を実施する場合、これは同項における「再委託」に該当するでしょうか。</p> <p>該当する場合、参加申込時点では、企画提案書または業務実施体制調書に、協力事業者名、担当業務範囲、個人情報保護体制、管理監督方法を記載し、契約締結後に町と協議のうえ書面承認を得るという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>■「再委託」に該当しないケース 自社が主体となって業務を遂行する過程で、汎用的な「ツール・システム・サービス（例：クラウドシステムや郵便サービス等）」を単に利用するのみであれば、それは業務の委託（再委託）には当たりません。</p> <p>■「再委託」に該当するケース 貴社が負うべき業務そのものを、外部の事業者に対して、責任範囲や実務を含めて丸ごと委託する場合は「再委託」に該当します。</p> <p>なお、ご質問の通り、再委託を伴う場合は「参加申込時に企画提案書等へ詳細を記載」いただき、契約締結後に「町との協議および書面による承認」を経ていただく手続きで間違いございません。</p>
3	<p>仕様書「3. 契約期間」および「11. 業務の引継ぎ」において、契約締結日から令和8年9月30日までを準備期間とし、令和8年10月1日から運用開始できるよう現受託者と調整を行うこととされています。</p> <p>現受託者からの引継ぎにおいて、寄附管理システム、各ポータルサイトの管理権限、返礼品ページ情報、返礼品取扱事業者情報、過去の寄附・配送・問い合わせ履歴等について、町が想定している引継ぎ範囲をご教示ください。</p> <p>また、現行で使用されている寄附管理システムを継続利用する必要があるのか、または受託者が提案するシステムへ移行することが可能なのかについてもご教示ください。</p>	<p>受託前の寄附者への対応も円滑に行っていただくため、寄附管理システム、各ポータルサイトの管理権限、返礼品ページ情報、返礼品取扱事業者情報、過去の寄附・配送・問い合わせ履歴に加え、ワンストップ申請情報等の全ての引継ぎを想定しています。</p> <p>前述の引継ぎ範囲の内容を移行できる場合は別のシステムの利用も可能です。</p>
4	<p>仕様書「7. 委託業務の詳細」(1)イにおいて、受託者が撮影、編集した返礼品画像等の著作権は本町に帰属し、契約終了後、次期受託者も利用できるものとされています。</p> <p>この取扱いについて、受託者が新たに撮影・編集した画像だけでなく、返礼品取扱事業者、メーカー、既存受託者、外部カメラマン等から提供を受けた画像・素材を使用する場合も、本町への著作権帰属または次期受託者による利用が必要となるでしょうか。</p> <p>また、第三者が権利を有する画像・素材を使用する場合は、使用許諾範囲を確認したうえで、利用可能な範囲を明示して管理する対応でよろしいでしょうか。</p>	<p>受託者以外の撮影・編集画像も次期受託者が利用可能としていただきます。</p> <p>第三者が権利を有する画像・素材は次期受託者が利用できない場合は使用不可です。</p>
5	<p>仕様書「7. 委託業務の詳細」(6)アにおいて、未参画事業者および既存返礼品取扱事業者に働きかけ、新規返礼品開発および既存返礼品のブラッシュアップ件数を、1年度最低60品以上、契約締結初年度は最低30品以上行うこととされています。</p> <p>この件数については、新規返礼品の追加と既存返礼品の画像・品名・説明文・容量・寄附額・配送方法等の改善を合算してカウントする理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、同一事業者における複数返礼品の改善、定期便化、セット化、容量違い・寄附額違いの造成等について、どの範囲まで1件としてカウント可能か、町の想定があればご教示ください。</p>	<p>■カウント対象の範囲について ご認識の通り、新規返礼品の追加および既存返礼品のブラッシュアップ（画像、品名、説明文、内容量、寄附額、配送方法等の改善）の件数を合算して計上して差し支えございません。</p> <p>■カウントの基準について 同一事業者による複数の改善につきましても、原則としてそれぞれを1件としてカウント可能です。具体的には、以下の項目を含めて「返礼品の魅力向上」に資する取り組みと判断されるものを対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存返礼品のブラッシュアップ（キャッチコピーや画像の見直し等） ・定期便化、セット化の新規造成 ・容量違い、寄附額違いによる選択肢の拡大 <p>ただし、単なる事務的な価格変更や、改善内容が軽微すぎるものなど、実効性を伴わないものについては件数として認められません。</p>
6	<p>実施要領「7. 選定方法」(4)の評価基準において、「他自治体において、受託前後で寄附額の増加に寄与した実績」および様式第3号「業務実績確認書」の記載が求められています。</p> <p>当該実績について、元請の中間事業者として自治体から受託した実績のみを対象とし、再委託や一部支援業務として関与した実績は含めない理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、過去に一部業務支援、返礼品開発支援、ポータル改善支援等として寄附額向上に寄与した実績がある場合、様式第3号の実績数には含めず、企画提案書内で参考実績として記載することは可能でしょうか。</p>	<p>再委託や一部支援業務の実績は含めないものとしており、様式第3号の実績には含まれません。企画提案書内で参考実績として記載は可能です。</p>

7	<p>実施要領「5. 参加申込の方法」(6)において、副本およびデータについては、参加事業者を特定できる情報を削除または黒塗りして提出することとされています。企画提案書内に掲載する実績、体制図、利用予定システム名、協力事業者名、所在地、担当者経歴等についても、参加事業者を推定できる情報に該当する場合は、副本およびデータでは削除または黒塗りする必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、削除または黒塗りの範囲について、町が特に注意すべきと考える事項があればご教示ください。</p>	<p>削除・黒塗りについてはお見込みのとおり。情報については文字情報以外にも印影やロゴマークなど画像関係からも特定される可能性があるため削除・黒塗りをしてください。</p>
8	<p>仕様書「5. 業務に係る金額」および様式第5号「見積書」において、業務委託料は寄附金額の10%以下、ワnstopp特例申請受付およびデータ作成費は1件あたり600円以下とされています。</p> <p>見積書に記載する業務委託料率およびワnstopp単価について、契約期間中は原則として同一料率・同一単価とする想定でしょうか。</p> <p>また、寄附金額の増加、ポータルサイト追加、制度改正、募集経費基準の変更等により業務量または費用構造が大きく変動した場合、契約期間中に協議のうえ見直しを行う余地はあるでしょうか。</p>	<p>本業務の委託料率および単価は、令和8年10月から募集にかかる経費率が段階的に引き下げられる制度改正を踏まえて、減額提案については受け入れます。増額提案については契約期間中、原則として固定といたします。</p> <p>ただし、国の方針変更や寄附環境の著しい変化など、予測不能な事由により従来の業務運営が困難と判断される場合には、双方協議のうえ、委託料等の見直しを行う余地がございます。</p>
9	<p>令和5年度、令和6年度、令和7年度に受注した返礼品上位20位の寄附額、寄附件数、前年比、年度総寄附額に占める割合をご教示ください</p>	<p>寄附額ベースでの返礼品上位20位は、別紙「返礼品上位20品」のとおりとなります。なお、上位20品については、途中で寄附額等を変更したものを別カウントとして集計しています。また、前年対比については、返礼品名の改称等により集計が困難であるため、回答を差し控えます。</p>
10	<p>現在の貴庁と受託者の著作物の権利帰属についてご教示ください。現在掲載している返礼品データ（ページ・画像、その他）及び返礼品情報の引き継ぎは可能でしょうか。</p>	<p>現受託者が製作した著作物は町へ帰属するものとなっています。</p> <p>返礼品掲載ページや画像といったデータおよび情報は、そのまま引き継ぐことが可能です。</p>
11	<p>令6、7年度分のAmazonを含めたポータル割合をご教示ください。</p>	<p>別紙「ポータルサイトシェア率」のとおりになります。</p>
12	<p>現在寄附管理システムは何をご利用でしょうか。</p>	<p>LedgHOMEになります。</p>
13	<p>現在の受領証明書の発送やワnstopp受付の運用状況をご教示ください。BPO委託されている場合は、委託先もご教示ください。</p>	<p>受領証明書発送やワnstopp受付は、現行の委託業者に委託しており、その委託業者からの二次委託（BPO委託）は実施しておりません。</p>
14	<p>Workthy社のdoシステムを利用した寄附一括管理を予定しています。その際、受領証明書発送およびワnstopp受付業務に関して、Workthy社へBPO委託予定ですが、問題ございませんでしょうか。また、ワnstopp特例申請受付についてはオンラインも提案を予定しており、Workthy社の自治体マイページの月額利用料は自治体負担で問題ございませんでしょうか。</p>	<p>原則、仕様内容を問題なく処理できる場合、問題ございませんが、再委託時には、あらかじめ書面により本町の承認が必要となります。</p> <p>自治体負担でも問題ございませんが、自治体負担を含め見積価格を審査する旨ご留意ください。</p>
15	<p>「(4)寄附受領証明書・ワnstopp特例申請書等の作成および発送に関する業務」とありますが、郵送費代は10%に含まれていますでしょうか。自治体負担となりますでしょうか。</p>	<p>郵送費代は、10%に含みます。</p>
16	<p>現在、寄附額はどのように設定されていますでしょうか。寄附額帯別の調達費の割合など、設定方法について開示できる範囲でご教示ください。</p>	<p>寄附額の設定につきましては、以下の算定基準を用いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■基本算出 調達費用を0.3で除した額（千円未満切り上げ）を基準額とします。 ■経費率の確認 上記算出額に対し、諸経費（委託料・送料・調達費用）の合計割合が50%を超える場合は、50%を下回るまで千円単位で額を繰り上げ、最終的な寄附額を決定します。 <p>なお、寄附額帯別に調達費割合をあらかじめ設定・調整しているわけではございません。各返礼品の個別のコスト構造に基づき、上記ルールを適用しております。</p>
17	<p>受領証明書とワnstopp特例申請書のセットでの送付や受領証明書のみ送付、書面での受付またはオンラインでの受付によって提案の単価が異なりますが、見積書にはどのように記載したらよろしいでしょうか。</p>	<p>見積書への記載方法について、以下の通りお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■送付費用（発送代行費） 仕様書記載の4点セット（受領証明書、申請書、記載例、返信用封筒）を同梱する場合の価格を記載してください。 ■ワnstopp特例受付費 書面・オンラインの単価が異なる場合は、いずれか高い方の価格を「見積金額」として記載し、備考欄にそれぞれの単価（書面〇〇円、オンライン〇〇円）を明記してください。